

市営住宅を利用した社会福祉事業等の事業者募集要項

1 目的

市営住宅の空き室を社会福祉事業等の拠点として活用することにより、地域の福祉の向上及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的として事業者を募集します。

2 活用する空き室

(1) 事業者が使用できる住宅は、次の住宅で、市が指定する空き室とします。

ア 小羽山住宅

イ 猿田住宅

(2) 使用できる戸数は、それぞれの団地で各1戸とします。

(3) 応募前の空き室の下見も可能です。

3 募集する社会福祉事業等

介護保険法に定める以下のサービス

- ・介護保険法第8条第2項に規定する「訪問介護事業」
- ・介護保険法第8条第4項に規定する「訪問看護事業」
- ・介護保険法第8条の2第3項に規定する「介護予防訪問看護事業」
- ・介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する「第1号訪問事業」

4 応募資格

次の条件を満たす事業者とします。

- (1) 原則として、募集する社会福祉事業等で1年以上の活動実績があるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするものでないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと
- (4) 上記3の介護保険法上のサービスを提供するため、都道府県知事の指定を受けているもの、又は当該指定を受ける予定のもの

5 応募方法等

(1) 募集受付開始日

平成31年4月1日(月)

(2) 応募方法

必要事項を記入した「宇部市営住宅社会福祉事業等使用許可・許可事項変更許可申請書(様式21号)」に下記書類を添えて、担当窓口を持参してください。

ア 申請者(事業所)の登記事項証明書及び代表者の印鑑登録証明書

イ 定款

ウ 事業概要又は事業計画

エ 法人又は代表者の市町村税に滞納がない証明

オ 暴力団排除に関する誓約書

カ 都道府県知事発行の指定通知(写)等

(3) 使用許可の通知(事業者の認定)

申請書の受付順に、その内容を審査し「宇部市営住宅社会福祉事業等使用・許可事項変更許可書(様式第22号)」又は「宇部市営住宅社会福祉事業等使用・許可事項変更不許可通知書(様式第22号の2)」により通知します。

(4) 使用開始日

使用決定後、補修等のため使用開始までに1ヶ月程度要します。

(5) 募集の停止

市が指定した空き室について、事業者が決定した時点で募集の停止となります。

6 市営住宅の主な使用条件等

(1) 事業者は、指定された事業の目的以外に住宅を使用できません。また、他の事業者に転貸又は権利を譲渡できません。

(2) 住宅を模様替え又は増築することはできません。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の許可を受けた場合はこの限りではありません。

(3) 共同施設の電気料など団地内で入居者が負担すべき費用や会費、清掃活動等については、団地の規則に従い協力してください。

(4) 使用許可は1年更新とし、更新に当たっては「宇部市営住宅社会福祉事業等使用・許可事項変更許可申請書(様式第21号)」を提出していただきます。なお、使用状況や市営住宅の管理上支障が生じた場合には更新できないことがあります。

(5) 使用期間の満了など住宅を退去する時には、原状回復していただきます。

(6) 使用期間中は市が定める住宅使用料をお支払いしていただきます。

(7) 使用期間中においては、6ヶ月毎に「使用状況報告書」を提出していただきます。

(8) 団地内での車の駐車については、市長の許可を受けてください。駐車場の使用許可は1戸につき1台(有料)となります。

7 応募窓口・問合せ先

宇部市 都市政策部 住宅政策課 市営住宅係

住所 : 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 : 0836-34-8427

FAX : 0836-22-6049